

東信交通災害共済に

加入しましょう！

東信交通災害共済は、日本国内において交通事故により人身に被害を受けた方を救済するための支え合い共済です。

今年度より、掛金と見舞金が変更します。掛金は、15歳以上の方は年間5000円、15歳未満の方は年間2000円です。見舞金は、最高120万円(死亡時)が給付されます。町から各世帯へ送付いたします「交通災害共済加入のご案内」通知を持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。

3月31日までに申し込みをされた方は、4月1日から会員となることができます。お早めにお申し込みください。まさかの事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

【共済掛金】

15歳以上(年間) 5000円
15歳未満(年間) 2000円
※4月1日現在の年齢です。

【会員期間】

平成25年4月1日～

平成26年3月31日

(ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、その翌日から平成26年3月31日までとなります)

【会費納入場所】

- (株)八十二銀行本店
- 上田信用金庫本支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行
- (長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)

※総務課窓口では、お申し込みできません。御代田町指定金融機関(役場内の銀行)をご利用ください。

【交通事故の場合の措置】

交通事故(自損事故を含む)で負傷したときは、ただちに最寄りの警察署に報告してください。報告が正しくされていない場合(無届けおよび物件事故扱いなど)は、見舞金の支給制限を受けることがあります。

【見舞金の請求】

自動車や自転車の運行中における事故により人身に被害を受けたときは、事故発生日から1年以内の災害の程度に応じ共済見舞金を支給します。総務課庶務係にて申請用紙をお渡しいたします。

請求期間は、事故発生から2年以内です。

【後遺障害見舞金】

共済見舞金と同様の事故により、事故発生日から2年以内にその事故を直接の原因として身体障害者手帳の交付を受けた場合に支給します。

請求期間は、身体障害者手帳交付日から1年以内です。共済見舞金とは別に支給します。

【加入申込書の記入方法】

昨年まで	加入する方は無印
今年から	加入する方に「○」印

【申し込み・問い合わせ先】

総務課庶務係(内線25)

【共済見舞金等級表】

区分	算定方法	上限額	
		交通事故証明書による請求の場合	交通事故申立書による請求の場合
死亡見舞金	死亡した場合	120万円	60万円
災害見舞金 (治療実日数4日以上の方を支給対象とする)	基礎見舞金 1回の事故につき2万円	38万円	8万円
	入院見舞金 1日につき2千円 ただし、180日を上限とする		
	通院見舞金 1日につき1千円 ただし、120日を上限とする		
備考 ①災害見舞金の額は、基礎見舞金、入院見舞金および通院見舞金のそれぞれ算定した額の合計額とする。 ②1日に2ヶ所以上の医療機関で治療を受けても実日数は1日とする。 ③通院治療には往診治療を含むものとする。			

【後遺障害見舞金等級表】

区分	上限額	
	交通事故証明書の添付による請求の場合	交通事故申立書の添付による請求の場合
身体障害1級および2級	100万円	50万円
身体障害3級	50万円	25万円
身体障害4級	25万円	12万5千円

見舞金の支給制限

会員または見舞金受取人の故意による場合。天災、暴動等異常事態による場合。正当な理由なしに医師の指示に従わない場合。無免許または酒気帯び運転において生じた交通事故により、運転者が災害を受けた場合。

佐久市で新斎場（火葬場）建設への

取り組みを進めています

現在、佐久地域では、佐久広域連合が運営する2つの斎場（高峯苑、豊里苑）で火葬が行われています。しかしながら、老朽化や旧構造による使い勝手が悪いなどの理由から、佐久広域連合における協議に基づき、佐久市において佐久地域全体（11市町村）の利用が可能な新たな斎場を建設する計画を進めています。

このような中で、佐久市では、中部横断自動車道佐久北ICに近く、佐久地域全体の交通アクセスに優れた「利便性」と、豊かな緑に囲まれた故人を見送るのにふさわしい「静寂性」が両立した「佐久市長土呂上北原地籍」の一面を新たな斎場の適地として、関係の皆さまに説明を重ねてきました。

その結果、昨年5月には地元区の長土呂区と佐久市により「斎場整備に関する覚書」が締結され、7月には隣接区である西屋敷区および小諸市御影区から佐久市に対し同意書が提出されました。

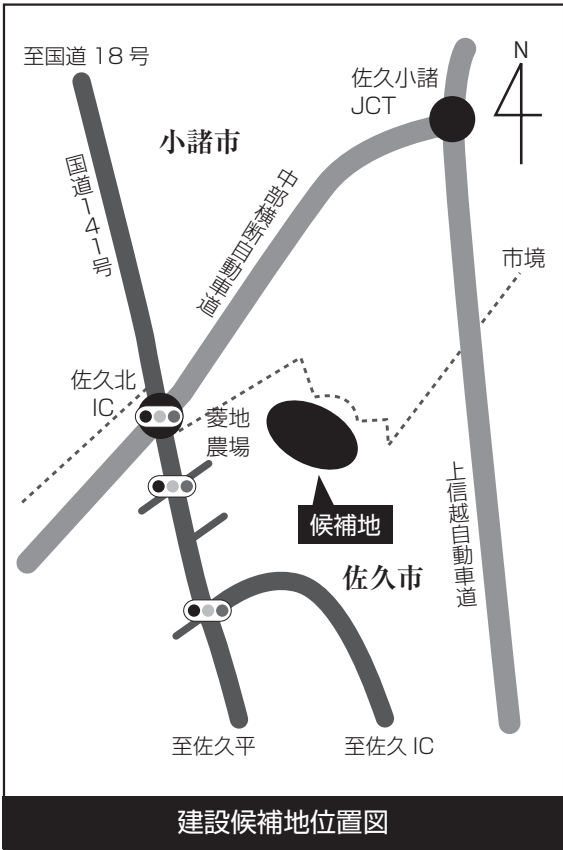
また、今年度末までには建築設計業者および火葬炉設備業者が決定する予定であるなど、順調に事業が進められています。

新斎場が建設されることにより、長年利用されてきた高峯苑、豊里苑は廃止される方針です。佐久地域における火

葬体制は大きく変わることはありませんが、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

佐久市環境整備推進局
斎場整備推進室
0267(62)3924



【新斎場計画概要】

- ・平成23年佐久地域火葬件数(実績) : 2,584件
- ・平成51年佐久地域火葬件数(予測) : 3,201件(ピーク時)
- ・建設候補地面積 : 約15,000㎡
- ・総事業費 : 約36億円(佐久地域全市町村で負担)
- ・火葬炉数 : 8炉(火葬炉7炉、小型炉(動物炉) 1炉)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
敷地測量・地質調査	→			
火葬炉選定	→			
火葬炉設計		→	→	
火葬炉工事			→	→
建物基本設計	→	→		
建物実施設計		→	→	
建物工事			→	→